

【資料7】

異常気象時における輸送の安全確保について

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、令和2年2月28日付けで通達を発出。

【通達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送した場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

 雨の強さと降り方

雨の強さ (mm/h)	降り方 (mm/5分)	人への影響	車への影響	道路状況	輸送の目安
10-20	弱い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
20-30	弱い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
30-50	強い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
50-80	非常に強い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
80-100	非常に強い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
100以上	非常に強い雨	雨に濡れる程度	雨に濡れる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき

 風の強さと吹き方

風の強さ (m/s)	吹き方	人への影響	車への影響	道路状況	輸送の目安
10-15	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
15-20	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
20-25	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
25-30	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
30-35	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
35-40	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
40-45	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
45-50	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
50-55	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
55-60	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
60-65	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
65-70	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
70-75	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
75-80	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
80-85	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
85-90	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
90-95	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送することは適切ではない
95-100	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき
100以上	弱い風	風を感じる程度	風を感じる程度	濡れた路面	輸送を中止することも検討するべき

異常気象等を理由に貨物運送の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であり、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して以下の体制により情報の周知や要請を行っている。

1. 季節的な周知・要請

○降積雪期や出水期を迎える前に、降積雪期等における注意事項に関する文書を発出。

2. 緊急的な周知・要請

- ①大雪や大雨などの予報・警報を超える異常気象の予測に基づき気象庁が緊急発表を行う場合や、高速道路・幹線国道の通行止め情報などを事前に入手した場合には、関係省庁を経由して荷主団体等へ情報提供を実施するとともに、運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請。
- ②予め運送に支障を来すことが予想される場合には、在庫の積み増しや、運行可能域内での物資の融通を行うよう要請。

【周知・要請体制】



※運送事業者や荷主団体（経団連や日商など）、関係省庁等により構成され、主に自動車局貨物課が運営する会議体

【R3. 1. 28 降積雪期】

事務連絡
令和3年1月28日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指導にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

【R3. 5. 25 梅雨期・台風期】

事務連絡
令和3年5月25日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

梅雨期及び台風期における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運行時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雨や暴風などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行経路の変更や運行の中止等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が発生しており、人命の保護を第一義として、荷主のご理解とご協力を得ながら梅雨期及び台風期における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雨や暴風などの異常気象による突発的な事象により、運行経路の変更や運行の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運行経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雨や暴風などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運行可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

異常気象時における荷主への要請文書(近畿3局)

【R3. 5. 24 2局連名】

事務連絡
令和3年5月24日

荷主関係団体等 各位

近畿経済産業局産業部
近畿運輸局自動車交通部

大雨等異常気象時における輸送の安全確保に向けたご理解とご協力をお願いします

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の大雨等異常気象時(降雨時には30mm/h以上、暴風時には、20m/s以上又は大雨特別警報発表時)の対応については、トラック事業者による安全確保対策にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら、異常気象時における物流の安全確保のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

貨物運送にあたっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要がある、大雨等異常気象時による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・財産を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- ・大雨等異常気象時による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いいたします。

- ・大雨等異常気象時により、運送に支障を来すことが予め想定される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

<近畿経済産業局>

方 法：メルマガ

年月日：令和3年5月26日

配信先：自治体の商工部門、商店街、まちづくり団体等 472先

【近畿経済産業局HP】

https://www.kansai.meti.go.jp/5ryusa/ninushi_buturyu.html

【近畿運輸局HP】

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/truk/tekiseitorihiki.htm>

【R3. 5. 24 農政局へ要請】

事務連絡
令和3年5月24日

近畿農政局経営・事業支援部 御中

近畿運輸局自動車交通部

大雨等異常気象時における輸送の安全確保に向けたご理解とご協力をお願いします

昨今の大雨等異常気象時(降雨時には30mm/h以上、暴風時には、20m/s以上又は大雨特別警報発表時)の対応については、トラック事業者による安全確保対策にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら、異常気象時における物流の安全確保のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

貨物運送にあたっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要がある、大雨等異常気象時による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・財産を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、荷主関係団体等関係各位へ周知願います。

【荷主関係団体等関係各位への周知事項】

- ・大雨等異常気象時による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いいたします。

- ・大雨等異常気象時により、運送に支障を来すことが予め想定される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

<近畿農政局>

方 法：メール

年月日：令和3年5月28日(令和3年5月26日付け事務連絡)

送付先：中央卸売市場開設者 7者(12市場)

府県食品産業協議会等 6団体

府県卸売市場担当者 6府県

府県食品産業担当者 6府県

近畿農林水産関連企業環境対策協議会 正会員・協賛会員98社